屋外広告物の安全対策について

建築指導室建築企画課

屋外広告物法は、自治事務として規制の内容等を都道府県条例で定めることとしている。なお、国は技術的助言として、規制内容等のモデルとなる「屋外広告物条例ガイドライン（案）」を示している。

《参考》屋外広告物法 <抜粋>

第五条 　前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（中略）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（中略）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

**１．屋外広告物法と屋外広告物条例の位置づけ**

**２．背景と国の動き**

【背景】

札幌市での事故など、近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっている。

【国の動き】

屋外広告物の所有者等が当該屋外広告物を良好な状態に保持するため、適切に点検等を行うことを明確化し、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため「屋外広告物条例ガイドライン(案)」を改正。

（平成28年4月28日付け国都景歴第3号）

《改正概要》

　　(1) 屋外広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「屋外広告物の所有者等」という。）は、当該屋外広告物の補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを明記。

(2) 屋外広告物の所有者等は、屋外広告士※１及び屋外広告士と同等以上の専門的知識を有する者※２に、当該屋外広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加。

(3) 屋外広告物の所有者等は、許可の更新等の申請を行う場合に、(2)の点検結果を都道府県知事に提出しなければならない旨の規定を追加。

※１屋外広告物法第10条2項3号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）

※２屋外広告士と同等以上の専門的知識を有する者

「屋外広告物条例ガイドライン(案)運用上の参考事項」に、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等が屋外広告士と同等以上の知識を有する者と規定。

**３．大阪府の対応**

**４．今後のスケジュール**

**国の状況と大阪府の実情を踏まえ、屋外広告物の安全対策を行うため、屋外広告物条例の改正を行う。**

**平成３０年２月議会で条例改正 予定**

公布　平成30年3月末

施行　平成30年10月

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 改正内容 | 現行 |
| (1)管理義務を有する者の明確化 | 屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は屋外広告物の所有者等（下線部を追加） | 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者 |
| (2)点検の義務化と点検資格者の厳格化 | ・屋外広告物の所有者等に点検を義務付け・点検は屋外広告士及び、屋外広告士と同等以上の専門的知識を有する者に限定（新設） | 規則に申請者が自主点検報告書を提出すること及び点検資格者を規定（屋外広告業の業務主任者など工事経験のない者も含む） |
| (3)結果報告の義務化 | 屋外広告物の所有者等が許可又は許可更新時に、点検結果を知事に報告（新設） | 規則に許可更新時に自主点検報告書を添付することを規定 |

【参　考】

既に改正した都道府県

・青森県　　　　・岐阜県　　　・新潟県　　　・神奈川県

・愛媛県　　　　・長崎県　　　・長野県　　　・大分県

改正予定の都道府県

・宮城県　　　　・三重県　　　・秋田県　　　・広島県

・山形県　　　　・香川県　　　・山梨県　　　・熊本県

・愛知県　　　　・宮崎県